

桜ニュータウン自主防災組織防災計画

1. 目的及び概要
2. 自主防災組織台帳
3. 自主防災組織防災カルテ
4. 地域防災マップ

桜ニュータウン自主防災組織

1. 目的及び概要

(1) 目的

この計画は、「自分の命は自分で守る. 我々の街桜ニュータウンは住民みんなで守る」の理念に基づき、桜ニュータウン自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震等による人的・物的被害の軽減・防止を図ることを目的とする。

本計画は、(1)自主防災組織台帳 (2)地域防災カルテ及び(3)地域防災マップ で構成されている。

(2) 概要

① 自主防災組織台帳

自主防災組織台帳は、桜ニュータウン住民が地震等の災害の軽減・防止のために必要な平常時及び災害発生時に行う防災活動の内容について記載してある。

② 地域防災カルテ

地域防災カルテは、桜ニュータウンの人口構成、危険物・危険個所及び防災施設等の防災活動に必要な基礎的事項について記載してある。

③ 地域防災マップ

地域防災マップは、桜ニュータウン内に存在する防火水槽、消火栓等の防災資源、危険物施設、擁壁等のリスク素因及び避難所、避難ルート等を地図上に記載してある。

2. 自主防災組織台帳

(1) 組織に関すること

- ① 自主防災組織の編成及び任務分担 1

(2) 主に日常活動に関すること

- ① 防災知識の普及・啓発 3
- ② 災害危険の把握 4
- ③ 防災訓練 5
- ④ 防災資機材等の備蓄及び管理 6

(3) 主に災害時の活動に関すること

- ① 情報の収集・伝達 8
- ② 出火防止, 初期消火 9
- ③ 救出・救護 10
- ④ 避難誘導 11
- ⑤ 避難所設置 12
- ⑥ 給食・給水 13
- ⑦ 防犯・警備 14
- ⑧ 自宅避難担当 15

(4) 他団体と協力して行う活動

- ① 災害時要援護者対策 16
- ② 他組織との連携 17

(1) 組織に関すること

① 自主防災組織の編成及び任務分担

1. 平常時

(1) 副防災長

副防災長は、防災計画の追加・修正等担当及び各地区(北、中及び南)の防災活動担当の3人の計4人とする。

(2) 防災幹事及び防災員

別紙の、編成及び任務分担等5項目の業務を実施するために、各項目ごとに防災幹事と防災員を配置する。

2. 災害発生時

(1) 災害発生時の応急活動を実施するために、時系列順に「発生直後」、「第Ⅰ期」及び「第Ⅱ期」に区分する。

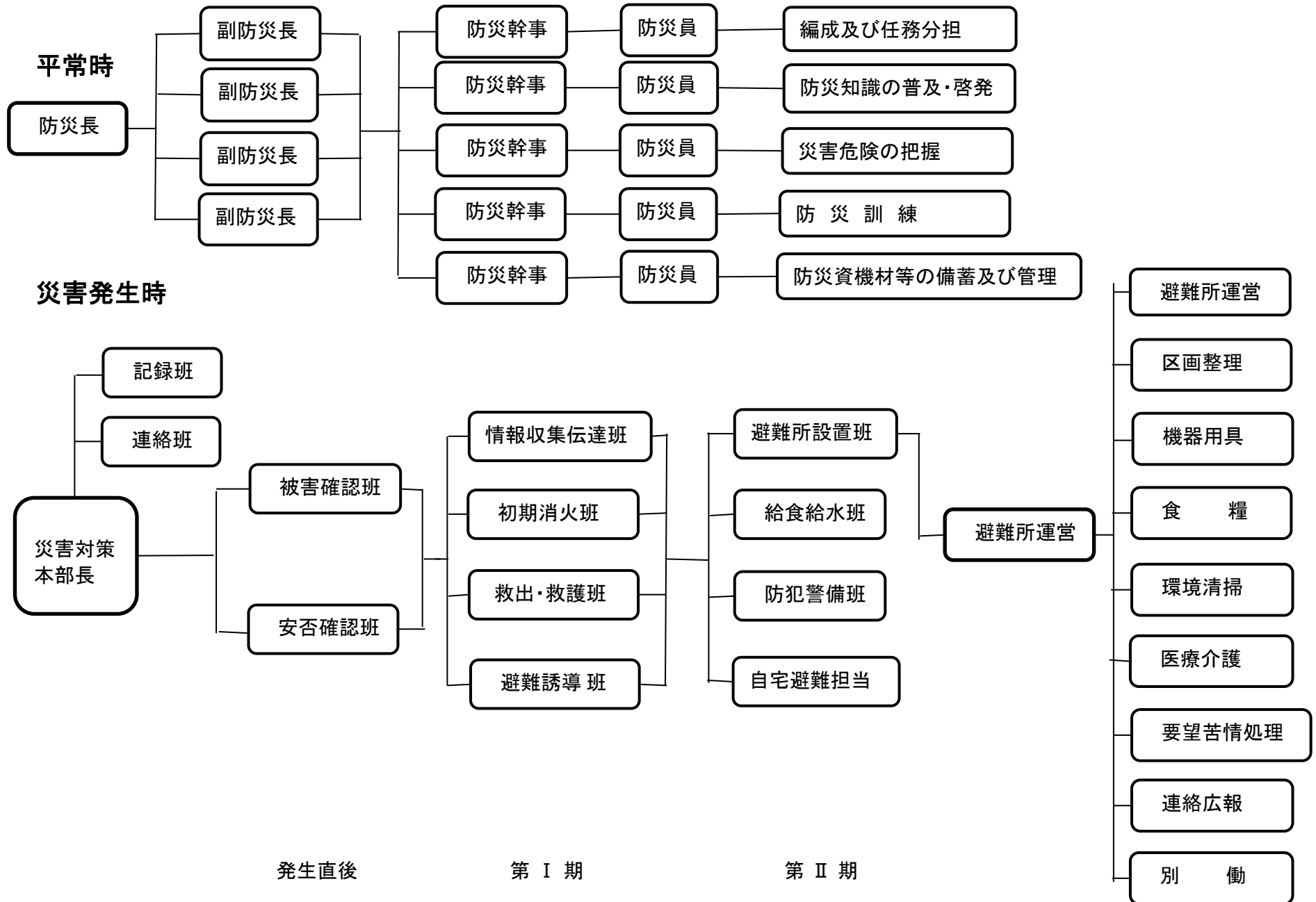
- ① 応急活動の実施は、災害発生直後、桜ニュータウンに在住している住民が参集し、仮災害対策本部を設置する。
- ② 仮災害対策本部は参集した住民により、被害確認と安否確認の両班を編成し、それぞれの確認作業を行い、仮災害対策本部に報告する。
- ③ 仮災害対策本部は、報告された状況をもとに災害対策本部を設置する。
- ④ 災害対策本部長(以下「本部長」)は、参集した住民により速やかに第Ⅰ期の班を編成し応急活動を行う。
- ⑤ 本部長は、第Ⅰ期活動を終了した者から順に第Ⅱ期の班を編成し応急活動を行う。
- ⑥ 連絡班は、本部長に対する行政機関等からの連絡・指示を受け、本部長に報告し、その指示により対応を行う。
- ⑦ 記録班は、災害発生時の応急活動等について、後日検証・反省のため、本部長等の指示、班の活動状況等について、時系列・事項別に整理を行う。

(2) 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営については、防災計画の中の自主防災組織台帳(3)⑤「避難所設置」を参照。

(1) 組織に関すること

① 桜ニュータウン自主防災組織の編成及び任務分担



(2) 主に日常活動に関すること

① 防災知識の普及・啓発

I. 目的

桜ニュータウンにおける防災知識の普及・深化を旨とする事業は、当面、発生が予測されている地震対策に重点を置き、自治会の各専門部会等及び顧問と協力しながら、住民全体を対象とした基礎的知識の取得と防災員を対象とした知識の深化に分け、それぞれ「見る、聞く、読む、体験する」を段階的に実施する。

事 項	備 考
1. 見る(研究所の見学等) (1)防災科学技術研究所 (2)地質調査総合センター (3)つくば市総合防災訓練	地震観測データセンター
2. 聞く (1)茨城県南部に被害を与える自然災害 ① 茨城県南部で発生した過去の自然災害 ② 茨城県南部に被害を与えた地震活動 ③ 地震情報の内容 (2)桜ニュータウンの地面の下はどうなっているか ① 地形・地質 ② 桜ニュータウンの地形は宅地造成でどう変わったか (3)地震への備え ① 普段からの心構え ② 発生から10秒, 3時間, 3日間 ③ 個人でできること ④ 隣り近所で協力を ⑤ 自主防災組織とは	
3. 読む(広報誌に連載する) (1)自主防災組織の考え方 (2)個人の備え (3)となり近所の協力 (4)外出先で地震にあったら (5)要援護者対策(平常時、災害発生時)	
4. 体験する (1)桜ニュータウンとその周辺の現状 (2)地震体験 (3)災害想像力ゲーム(DIG)	起振車による震度の体験 「防災訓練」の項(5)参照

(2) 主に日常活動に関すること

② 災害危険の把握

桜ニュータウン内における災害時の危険要素を日常活動を通じて把握する。

(1) 危険が予想される区域等

危険が予想される区域等について日常活動で問題を把握し、「地域防災マップ」、広報誌及び講演会等で住民に知らせる。

また、ニュータウン内の危険箇所、施設等を把握するとともに避難ルートの確認を兼ねて、住民参加のウォーキング等のイベントを自治会の専門部会等と協力して行う。

(2) 地域の防災施設、設備

消火栓及び消火水槽等の防災施設・設備について、正常に作動するよう日常活動で点検・整備を、自治会の保安部会等と協力して行う。

旧上水道井戸の活用について検討する。

(3) 地域の災害履歴、災害に関する伝承

災害誌、顧問及び周辺部落の古老等から、地域の災害履歴や伝承を収集し、広報誌及び講演会等で住民に知らせるとともに、記録を保存して将来に伝承していく。

(4) 大規模災害時の消防活動

つくば消防署並木分署及び下広岡消防団とともに災害発生時の対応について協議し、日常活動に反映させていく。

(2) 主に日常活動に関すること

③ 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

地域内を3ブロック(北、中及び南)に分け、自治会の保安部等と協力しながら訓練を行う。

- ① 個別訓練
- ② 総合訓練
- ③ 体験イベント型訓練
- ④ 図上訓練

(2) 個別訓練

各班ごとに3ブロックで訓練を行う。

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

個別訓練で得た知識、技術を総合して訓練を行う。

(4) 体験イベント型訓練

防災と直接関係のない、夏祭り等自治会専門部隊等のイベントに防災要素を組み込んで訓練を行う。

(5) 図上訓練

DIG(災害想像力ゲーム)は、地域の防災力の向上のひとつの手段として、家庭内や地域で実施できる図上訓練で、少人数から大人数までの各段階でゲーム感覚で楽しみながら行なうことができる。

(6) 訓練実施計画

防災訓練は、「防災知識の普及・啓発」の項の「聞く、読む」等で防災訓練に必要な基礎知識を得た上で上記の实地訓練を行う。また、訓練の実施にあたっては自治会の各専門部会等と緊密な連携のもとに、実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

自治会の各種行事などに合わせて訓練を行う。

(2) 主に日常活動に関すること

④ 防災資機材等の備蓄及び管理

(1) 防災資機材等リスト

区分	品名	備考
情報収集・伝達用	ハンドマイク	
	腕章	
	携帯用ラジオ	
	携帯用無線機・受信機	
	立て看板	
初期消火用	とび口	
	バケツ	
	ヘルメット	
救出用	バール	
	ハシゴ	
	つるはし	
	なた	
	ジャッキ	
	大ハンマー	
	チェーンソー	
	防塵マスク	
	防塵メガネ	
	ヘルメット	
	角材	
救護用	担架	
	救急セット	
	毛布	
	シート	
	簡易トイレ	
避難用	ロープ	
	ハンドマイク	
	警笛	
	標旗	
	強カライト	
	段ボールベッド	

区分	品名	備考
給食・給水用	コンロ	
	ガスボンベ	
	給水タンク	
	燃料	
	炊飯セット	
訓練用		
その他	リヤカー	
	ビニールシート	
	災害対策本部用	
	桜NT地域防災マップボード	
	被害集計ボード	
	役割分担ボード	

(2) 防災資機材等の管理

- ① AEDの設置場所及び管理方法の検討
- ② 定期点検 毎年3月第3日曜日を全資機材の点検日とする.
- ③ 防災資機材台帳を作成する.

(3) 主に災害時の活動に関すること

① 情報の収集・伝達

災害の発生状況、地域内の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、あらゆる手段を活用して情報を収集し、桜ニュータウンの住民及び関係組織への伝達を行う。

(1) 情報の収集及び伝達

災害の発生状況については、報道機関、つくば市及び防災関係機関等が提供する情報を収集し、桜ニュータウンの住民に伝達する。災害発生時には、停電等によりテレビ、ラジオ等の通常の放送機器が利用できなくなることも考慮して、携帯ラジオ、携帯テレビ、インターネット接続可能携帯電話等、あらゆる手段を活用して情報を収集する。

また、桜ニュータウン地域内の被害状況等については、住民から提供される情報を収集し、住民に伝達するとともに、つくば市の防災関係組織に伝達する。

さらに、地域が被災した中での生活を余儀なくされた場合においては、生活に必要な情報を、住民やつくば市が提供する情報等及び地域の情報ネットワークから情報を収集し、住民に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

住民への伝達方法は、即時に情報伝達できる手段として携帯メールを活用する他、電子的な手段を活用できない人への連絡手段としては、徒歩によるハンドマイクでの連絡、桜ニュータウン内に設置した掲示板を利用した連絡方法など、あらゆる手段を活用して情報伝達をする。

(3) 主に災害時の活動に関すること

② 出火防止, 初期消火

地震時の出火防止は, 一般住宅における地震対策の主流である. 地震時の出火は生活様式の変化に伴い, 発生原因も変化してきている. 出火原因は, ガスコンロ, 石油ストーブなどの一般器具及び電気ストーブや鑑賞魚用ヒーターなどの電気器具に大別できるが, マイコンメータや対震自動消火装置付機具の普及により一般器具からの出火は減少し, 電気器具の占める割合が大きくなってきている. とくに近年顕著なのは, 通電火災と呼ばれる復旧工事完了後に発生するものが増加している.

桜ニュータウン内の住宅等の初期消火は, 火災発生住宅の近隣が協力しあって消火に努めることを基本とし, 自主防災組織はその支援を行う. また, それに必要な消防水利の整備, 資機材の整備及び消防相互間の応援体制の整備など消防力の強化は自主防災組織が行う.

(1) 出火防止

大地震時等においては, 火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので, 出火防止の徹底を図るため, 毎月〇日を「防災の日」とし, 各家庭においては, 主として次の事項に重点をおいて点検整備する.

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物等の保管状況
- ③ 消火器等消火機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険個所の状況
- ⑤ 避難時の分電盤遮断の徹底

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合, 迅速に消火活動を行い, 初期に消火することができるようにするため, 次の消火資機材を計画的に整備する.

- ① 可搬式(小型)動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器, 水バケツ, 消火砂等の各家庭への配備

(3) 主に災害時の活動に関すること

③ 救出・救護

(1) 救出・救護活動

住宅の倒壊, 落下物により, 救護を要する住民が生じたときは, ただちに救出・救護活動を行う。この場合, 現場周辺の住民は救出・救護活動に積極的に協力し, 自主防災組織はそれを支援する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は, 負傷者が医師の手当てを要すると認めるときは, 市内の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に連絡し, 搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は, 防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは, 防災関係機関の出動を要請する。

(3) 主に災害時の活動に関すること

④ 避難誘導

住民の人命に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

つくば市長の避難指示が出たとき、または防災長が必要と認めたときは、防災長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災長の避難指示に基づき、住民を定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① 中央公園または広岡交流センター
- ② 桜南小学校

(4) 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営については別途定める。

(3) 主に災害時の活動に関すること

⑤ 避難所設置

避難所の設置は、防災長の避難指示に基づき、定められた場所に避難所を設置し、下記の要領で管理・運営及び役割分担を行う。

避難所の組織及び運営については、2頁「桜ニュータウン自主防災組織の編成及び任務分担」を参照。

(1) 避難所の管理・運営

- ① 避難所等の管理・運営は、原則として避難住民が行う
- ② 避難所の住民は、原則として(2)に記載されたいずれかの役割につき、班を構成する
- ③ 各班に所属する住民は、一週間単位で役割を変わる
- ④ 各役割(班)は、交代した週初めに班長を決める
- ⑤ 責任者は災害対策本部長とする
- ⑥ 避難所等の運営は、責任者と各班長による合議(交代日の朝)で決める

(2) 避難所の役割(班)

- ① 避難所運営 避難所の管理・運営全般の調整を行う
- ② 区画整理 避難所の住民の居住性に関する管理・運営を行う
- ③ 機器用具 避難生活に必要な機器用具の調達・管理を行う
- ④ 食糧 避難住民(避難所, 自宅)に必要な食糧の調達・管理を行う
- ⑤ 環境清掃 避難生活を良好に保つための管理を行う
- ⑥ 医療介護 避難住民(避難所, 自宅)に必要な医療介護の運営・管理を行う
- ⑦ 要望苦情処理 避難住民からの要望・苦情を聞き、適切に処理する
- ⑧ 連絡広報 避難住民に必要な市などからの連絡を周知するとともに処理する
- ③ 別働 避難所の管理・運営に関し、必要に応じて各役割の応援を行う

(3) 主に災害時の活動に関すること

⑥ 給食・給水

避難場所等における給食・給水は、自治会専門部会等と協力して次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食糧、住民等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市などから提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

⑦ 防犯・警備

防犯・警備班は、住宅の被災による地域内の空き巣等を未然に防ぐためとともに、自宅避難被災者の安全を確保するために必要な防犯・警備活動を実施し、緊急を要する場合は警察及び消防等機関に連絡する。

(1) 防犯の実施

ニュータウン内への車両の進入路において、不審者及び不審車両の見張りを行う（別紙参照）。

(2) 警備の実施

ニュータウン内を定期的に巡回し犯罪の予防を行う。

⑧ 自宅避難担当

被災した住民は、可能な限り自宅において避難生活をとることを原則とする。その際、自宅避難担当班は被災住民の生活に必要な情報や生活用品について可能な限り支援を行う。

(1) 情報の提供

自宅避難担当班は、情報収集伝達班と緊密な連絡をとり、必要な情報を被災住民に伝える。

(2) 生活の支援

自宅避難担当班は、災害対策本部の各班と緊密な連絡をとり、被災住民に必要な支援を行う。

(3) その他

自宅避難担当班は、被災住民の悩み等を聴取し、災害対策本部の各班と協議し、適切な対応をとる。

(3) 主に災害時の活動に関すること

⑦ 防犯・警備

防犯・警備班は、住宅の被災による地域内の空き巣等を未然に防ぐためとともに、自宅避難被災者の安全を確保するために必要な防犯・警備活動を実施し、緊急を要する場合は警察及び消防等機関に連絡する。

(1) 防犯の実施

ニュータウン内への車両の進入路において、不審者及び不審車両の見張りを行う（別紙参照）。

(2) 警備の実施

ニュータウン内を定期的に巡回し犯罪の予防を行う。

(3) 主に災害時の活動に関すること

⑧ 自宅避難担当

被災した住民は、可能な限り自宅において避難生活をとることを原則とする。その際、自宅避難担当班は被災住民の生活に必要な情報や生活用品について可能な限り支援を行う。

(1) 情報の提供

自宅避難担当班は、情報収集伝達班と緊密な連絡をとり、必要な情報を被災住民に伝える。

(2) 生活の支援

自宅避難担当班は、災害対策本部の各班と緊密な連絡をとり、被災住民に必要な支援を行う。

(3) その他

自宅避難担当班は、被災住民の悩み等を聴取し、災害対策本部の各班と協議し、適切な対応をとる。

(4) 他団体と協力して行う活動

① 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合っ定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動について予め検討し訓練等に反映させる。

② 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等との連携を図る。

(1) 消防団との各種訓練

(2) 社会福祉協議会等の社会福祉団体との訓練

(3) 学校との避難所運営訓練

この訓練は、市、桜南小学校及び自主防災組織等との役割分担を確認するために重要な訓練である。

(4) 他団体と協力して行う活動

② 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等との連携を図る。

(1) 消防団との各種訓練

(2) 社会福祉協議会等の社会福祉団体との訓練

(3) 学校との避難所運営訓練

この訓練は、市、桜南小学校及び自主防災組織等との役割分担を確認するために重要な訓練である。

3. 自主防災組織防災カルテ

1. 人口	
① 男女別人口数	男：656人，女：724人，計：1,380人
② 世帯数	574世帯（平成23年10月1日現在）
③ 年齢別人口	0歳～14歳：96人，15歳～64歳：884人， 65歳以上：400人
④ 外国人	世帯
⑤ 人口増加率，人口密度	98%， 0.07人/m ²
⑥ 寝たきり老人，一人暮らし老人等の数	寝たきり老人： 人， 一人暮らし老人等の数： 20人
2. 土地建物	
① 自治会等の面積	なし
② 用途別地域の現況	市街化調整区域(第一種住居地域)
3. 危険物・危険箇所	
① ガソリンスタンド	なし
② プロパンガス貯蔵所	2箇所
③ その他工場など	なし
④ 土砂崩れの危険がある箇所	別紙「地域防災マップ」
⑤ 大雨による交通規制	なし
⑥ 自動販売機	2箇所(各2台)
⑦ 石垣・ブロック塀	別紙「地域防災マップ」
⑧ 道路の面した3階建て以上のガラス窓	なし
⑨ 落下危険のある看板	1箇所
4. 防災施設関係(1)	
① 避難場所	予備避難所1箇所
② 病院・診療所	なし
③ 飲料水兼用防火水槽・災害用深井戸	なし
④ 空地	3箇所(中央公園，児童公園，北公園)
⑤ 防災倉庫(収納品等)	1箇所
⑥ 公衆電話	1箇所
5. 防災施設関係(2)	
① 所轄消防署	中央消防署並木分署
② 消火栓(ホース本数)	10箇所
③ 消防用貯水施設	5箇所
④ 消防隊到着可能地域	全域
⑤ 消防団詰所・倉庫	なし
6. その他	
① 最近の災害状況	なし
② 火災発生件数	なし
③ 交通事故発生件数	なし

4. 地域防災マップ

項目	記載事項	備考
防災資源	防火水槽	5個所
	消火栓	10個所
	専用掲示板	10個所
	公衆電話	バス停前 1個所
	花室川の水	
	災害時に使用可能な井戸	旧簡易水道用井戸(要調査)
危険物	危険物施設	プロパンガス貯蔵所
		自動販売機
		高圧線鉄塔
		高圧線電線
	擁壁	高さ 4m以上
		2～4m
	ブロック・石塀	
防災行動	災害対策本部	広岡交流センター
	避難所	広岡交流センター
	一次避難所	北公園
		中央公園
		児童公園